別表第８（第２５条関係）

卒業要件

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 学科名 | 教養科目 | 基礎科目 | 学科共通科目 | コース科目 | 必要総単位数（注１） |
| 社会基盤工学科 | ３４単位 | 必修２３単位を含み２５単位 | 必修４５単位を含み６３単位 |  | １３２単位 |
| 機械工学科 | 必修２７単位を含み２９単位 | 必修３９単位を含み４７単位 | 必修４単位を含み８単位 | １３２単位 |
| 化学・生命工学科 | 必修１９単位と選択必修４単位を含み２５単位 | 必修２６単位 | （物質化学コース）必修３１単位及び選択必修６単位 | １３２単位 |
| （生命化学コース）必修２２単位 |
| 電気電子・情報工学科 | （電気電子コース）必修２７単位 | （電気電子コース）必修８単位を含み２２単位 | （電気電子コース）必修２３単位を含み４３単位 | １３２単位 |
| （情報コース）必修２７単位を含み２９単位 | （情報コース）必修８単位及び選択必修６単位を含み２６単位 | （情報コース）必修１４単位を含み３８単位 |
| （応用物理コース）必修２７単位を含み２９単位 | （応用物理コース）必修８単位及び選択必修４単位を含み２０単位 | （応用物理コース）必修１９単位を含み３３単位 |

（注１）１　必要総単位数には科目区分ごとの必修又は選択必修単位を含めるものとする。

　　　　２　教養科目の修得単位は，３４単位を超えるものは４単位まで算入することができる。

　　　　３　外国人留学生は，教養科目における全学共通教育科目で取得した単位のうち，「日本語系２単位」及び「日本事情系６単位」を超えるものは４単位まで算入することができる。

　　　　４　金型創成技術科目の修得単位数は，８単位まで算入することができる。

　　　　５　航空宇宙生産技術科目の修得単位は，１７単位まで算入することができる。

　　　　６　教職科目の修得単位は，算入することができない。

　　　　７　同一学科他コースのコース科目，他学科開講の学科共通科目及びコース科目の修得単位は，合わせて１０単位まで算入することができる。

　　　　８　他大学又は他学部開講の授業科目を工学部の専門教育として修得した単位は，４単位まで算入することができる。ただし，前項で修得した単位と合わせて１０単位を超えることができない。